

地域生活支援拠点等の整備について

1 地域生活支援拠点等について

地域生活支援拠点等（以下「拠点等」という。）の整備については、障がい者の重度化・高齢化や親なき後を見据え、居住支援のための機能として、①相談、②緊急時の受入・対応、③体験の機会・場、④専門的人材の確保・養成、⑤地域の体制づくりを、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障がい者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築することが求められている。

区においては、拠点等を、令和3年2月に策定した板橋区障がい者計画2023の重点項目の一つとして位置づけ、自立支援協議会や各定例部会、地域生活支援拠点等運営検討会にて、各機能の充実に取り組んだ。令和4年度までの取組状況は以下のとおり。

機能を担う支援機関	取組内容
①相談 ●基幹相談支援センター ●特定相談支援事業所	○基幹相談支援センターにおいて、特定相談支援事業所へのアウトリーチを含め連携を強化し、区全体の相談機能向上に向けた取り組みを実施。 ○介護者がいなくなった場合などの状況下で、一人で生活することが困難な障がい当事者を『安心支援プラン』対象者として、基幹相談支援センター及び関係機関で情報を共有し、緊急時に支援していく仕組みを構築。 ○特定相談支援事業所の拠点登録を開始。 ○【機能補完】日曜・夜間における障がい者虐待相談受付を実施。
②緊急時の受入・対応 ●赤塚ホーム ●特定相談支援事業所	○赤塚ホーム短期入所事業の実施（令和5年夏～秋頃の予定）。 ○介護者がいなくなった場合などの状況下で、一人で生活することが困難な障がい当事者を『安心支援プラン』対象者として、基幹相談支援センター及び関係機関で情報を共有し、緊急時に支援していく仕組みを構築。 ○【機能補完】緊急時における介護施設との受入協定を締結。
③体験の機会・場 ●赤塚ホーム ●ハート・ワーク	○赤塚ホーム短期入所事業の実施（令和5年夏～秋頃の予定）。 ○ハート・ワーク「カフェこすもす」での就労体験を実施。
④専門的人材の確保・養成 ●基幹相談支援センター	○基幹相談支援センターにて、従来の研修に加え、支援者向けに、強度行動障がい、医療的ケア、精神障がい、高次脳機能障がい等の研修を実施。
⑤地域の体制づくり ●基幹相談支援センター ●特定相談支援事業所	○基幹相談支援センターにて、福祉サービス事業者向けの会議を企画・実施。

2 令和5年度の取組みの方向性

(1) 地域生活支援拠点等運営会議の実施

令和3～4年度にかけて開催してきた「地域生活支援拠点等”運営検討会”」を、「地域生活支援拠点等”運営会議”」に改め、拠点の各機能の課題抽出・解決に向けた対応策を継続して検討していくとともに、新たに、緊急時に対応する事案、各拠点機能の認識の共有及び地域課題の掘り起こし等を行う（年4回程度）。

また、会議の構成委員については、基幹相談支援センター職員、区関係部署の職員のみならず、拠点等登録事業所の参加も視野に入れる。

(2) 各機能の検証・充実

令和5年度から開始する施策を含め、各機能の検証や充実を図る。

機能	内容
①相談	○「安心支援プラン」の検証・充実
②緊急時の受入・対応	○短期入所（赤塚ホーム等）の拠点登録・連携
③体験の機会・場	○短期入所（赤塚ホーム等）の体験利用制度の整備 ○居宅介護や短期入所施設との連携強化
④専門的人材の確保・養成	○支援者向け強度行動障がい、医療的ケア、精神障がい、高次脳機能障がい等の研修の実施・内容の充実
⑤地域の体制づくり	○障がい福祉サービス事業者向け会議の実施・内容の充実 ○地域生活支援拠点等運営会議の実施

※板橋キャンパスの整備状況については、都との協議に進展があった場合、随時、協議会へ報告する。

(3) 事業者及び区民への啓発等

拠点等の整備に当たっては、様々な障がい福祉サービス事業所等に拠点機能の一部を担っていただき、地域における支援体制を充実させることで、障がいのある方が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる。

そのためには、区内障がい福祉サービス事業所や区関係部署など、様々な関係機関に対する普及啓発や拠点等への参画を促し、地域における支援体制の質を向上させていく必要がある。

また、整備状況に応じて、拠点等に関する情報を区ホームページ等で広く発信していくことで、地域全体としての拠点等への認知度向上や、サービス利用の経験がない潜在的な要支援者が支援機関へ繋がるよう働きかけていく。

(参考)

- ・ 令和5年4月12日 計画相談支援事業所実務担当者連絡会にて説明
- ・ 令和5年4月26日 障害者総合支援法関係事業者説明会（居宅介護事業所向け）にて説明
- ・ 令和5年5月未定 拠点等に関する情報を区ホームページで公開

(4) 自立支援協議会への進捗報告・意見・提言

前年度に引き続き、自立支援協議会定例部会や地域生活支援拠点等運営会議における拠点等の進捗状況や、安心支援プランの登録状況等を協議会にて報告し、各機能強化に向けた検討事項等についてご意見をいただきながら、拠点等の機動的な運営をめざしていく。

3 地域生活支援拠点等の登録事業所（令和5年4月1日現在）

現在、板橋区においては、特定相談支援事業所を対象として登録を受け付けている。順次、登録制度を整備し、登録事業所の増加をめざす。

事業所名	法人名	住所	事業の種別
板橋区立障がい者福祉センター	社会福祉法人東京援護協会	板橋区高島平 9-25-12	計画相談支援
ゆめの園志村障がい者相談支援センター	社会福祉法人ハッピーネット	板橋区坂下 1-11-3-102	計画相談支援
相談支援事業所フェリシダ	NPO法人回復はどこにでもある	板橋区板橋 1-42-10-102	計画相談支援

※特定相談支援事業所の登録に当たっては、拠点等が求める5つの機能のうち、少なくとも「①相談、②緊急時の受入・対応、⑤地域の専門づくり」の3つの機能を担っていただくことを要件としている。

(参考) 国が求める地域生活支援拠点等の各機能

機能	内容
①相談	○基幹相談支援センター、委託相談支援事業、特定相談支援事業などにコーディネーターを配置し、緊急時の支援を必要とする家庭と常時の連絡体制を確保し、サービスのコーディネートや必要な相談支援等を行う。
②緊急時の受入・対応	○短期入所等を活用した緊急受入体制等の確保。 ○介護者の急病や障がいのある方の状態変化等があった場合に、緊急時の受け入れや医療機関への連絡等の必要な対応を行う。
③体験の機会・場	○地域移行支援や親元からの自立等に当たって、共同生活援助（グループホーム）等の障がい福祉サービスを利用し、一人暮らしの体験の機会や場を提供する。
④専門的人材の確保・養成	○医療的ケアが必要な方や行動障がい有する方、高齢化に伴い重度化した障がいのある方に対して、専門的な対応ができる体制を確保する。 ○専門的な対応ができる人材の養成を行う。
⑤地域の体制づくり	○基幹相談支援センター、委託相談支援事業、特定相談支援、一般相談支援等を活用してコーディネーターを配置し、地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制を構築する。